

平成〇年〇月〇日

三重県知事 あて

事務所の所在地 _____

宗 派 _____

法人名ふりがな _____

宗教法人 「 _____ 」

代表役員 _____

(代務者)

連絡先(電話・E-mail等) _____

事務所備付け書類の写しの提出について

宗教法人法第25条第4項の規定により、下記の事務所備付け書類(写し)を添えて提出します。

記

書 類 名	提 出 の 有 無
1. 役員名簿	提出する
2. 財産目録	提出する
3. 収支計算書	・提出する ・提出しない <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 20px;"> 次のすべてに該当するため ①公益事業以外の事業を行っていない ②年間収入が8千万円以内である ③収支計算書を作成していない </div>
4. 貸借対照表	・提出する ・提出しない(作成していないため)
5. 境内建物に関する書類	・提出する ・提出しない(該当しないため)
6. 事業に関する書類	・提出する ・提出しない(事業を行っていないため)

→ 提出する年月日を記入する。

→ 登記されている住所を記入してください。

→ 押印不要

※ 書類は、会計年度終了時点の内容のものを提出してください。(会計年度は、それぞれの法人の規則で定めていますから、規則で会計年度を調べてください。)

例えば、会計年度の開始が4月1日の法人は、3月31日現在の内容のものを提出してください。

※ 書類は、毎年、会計年度終了後4ヶ月以内に提出してください。

◇ 会計年度が4月1日～3月31日の法人

4月1日	3月31日	4月1日	7月31日
			提出しなければならない時期

◇ 会計年度が1月1日～12月31日の法人

1月1日	12月31日	1月1日	4月30日
			提出しなければならない時期

- ※
- 役員名簿 → 全法人が提出します。
 - 財産目録 → 全法人が提出します。
 - 収支計算書 → 収益事業を行っていない法人で、年収が8千万円以内の法人であり、かつ収支計算書を作成していない法人は、提出する必要はありません。
 - 貸借対照表 → 作成していない法人は、提出する必要はありません。
 - 境内建物に関する書類 → 境内建物が借家である法人が提出します。
 - 事業に関する書類 → 事業を行っている法人が提出します。

※ 提出書類(役員名簿、財産目録等)は、法人の事務所に備えている書類の写しです。提出用に新たに作成する必要はありません。備え付け書類のコピーをとるか、手書きで複写するなどして、提出してください。

※ 前年度と内容が変わらない場合であっても、毎年、提出する必要があります。